

# 「日常生活自立支援事業」

## 「成年後見制度」

を利用するために

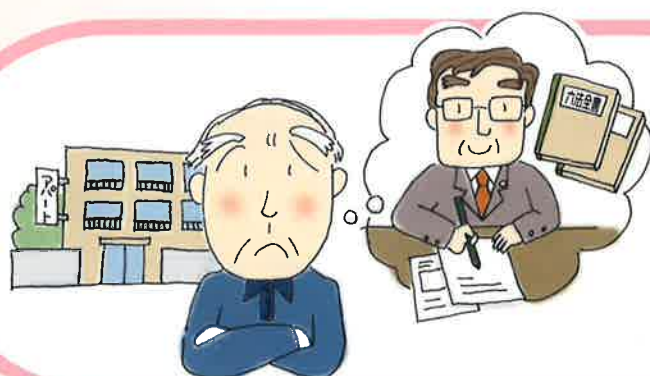
こんなことで困ったときに…

電話料金を払ったつもりでいたのに、  
延滞料金の請求が届いているわ。  
最近、通帳もよく無くしてしまう…。



施設を出て一人暮らしを始める  
予定だけど、アパートの契約は  
どうしたらいいのかな？  
「障害者総合支援法」っていうのが  
あるらしいけど、  
よくわからないなあ…。










日中、留守番している母が  
訪問販売でよくわからないうちに  
着物や布団を買わされてしまう。  
今日も新しい請求書が…。



今は自分でアパートの  
管理をしているけど、  
将来も自分一人で  
できるか心配。  
もしものときは  
弁護士さんをお願いしたい…。



# 1 こんな時には、この制度を!!

本人の判断能力の状況	判断能力あり	不十分	著しく不十分	欠ける	死亡
<p><b>日常生活自立支援事業</b> (福祉サービス利用援助事業)</p> <p><b>利用する制度</b></p> <p><b>困りごとの内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福祉サービスの利用など日常生活についての心配ごと、困りごと相談</li> <li>日常的な生活費の管理</li> </ul>  <p>つつい支払を忘れてしまって...</p>	<p><b>利用の例と範囲</b></p> <p>生活支援員が定期的に訪問して支払い状況を確認します。</p>  <p>生活支援員</p>	<p>●買い物ができる ●契約行為も概ねできるが不安がある</p>	<p>●買い物ができる ●重要な契約行為はできない</p>	<p>●買い物ができない ●契約行為が全くできない ●植物状態にある</p>	
<p><b>成年後見制度</b></p> <p><b>法定後見</b></p> <p>「補助」「保佐」「後見」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身上保護 施設入所契約、医療契約、介護契約 など</li> <li>財産管理 不動産の処分、遺産分割、売買契約の締結 など</li> </ul>  <p>アパートの入居契約をしたいけど、自分ではできない</p>  <p>これ以上悪質な訪問販売の被害にあわないために</p>	<p><b>利用の例と範囲</b></p> <p>「補助」 成年後見人等が代理人としてアパートの入居契約を行います。</p> <p>「保佐」 成年後見人等が選任され、本人を法的に支援します。</p> <p>「後見」 高額な布団や着物を購入しても、成年後見人等が取消することができます。</p>  <p>成年後見人等</p>				
<p><b>任意後見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の判断能力低下に備えて</li> </ul>  <p>将来は弁護士にアパート管理をたのみたい</p>	<p><b>任意後見契約</b></p> <p>任意後見開始 (任意後見監督人選任)</p> <p>自分でアパートの管理ができなくなった時は、任意後見人が代わりに管理します。</p>  <p>任意後見人</p>				
<p><b>公正証書遺言</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>亡き後の財産について</li> </ul>  <p>息子や娘たちには、遺産のことで争ってほしくない</p>	<p><b>公正証書遺言作成</b></p> <p>公正証書遺言を作成して、希望を叶えます</p>  <p>遺言書</p>				<p>・遺言発効</p>

各制度の詳しい内容をご紹介します →



# 2 日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)

## 福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しい場合…

「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きのお手伝いや、日常生活費の管理のお手伝いをします。

相談は、

北海道地域福祉生活支援センター  
および  
各市区町村社会福祉協議会

### ○サービス内容

#### ①福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
- 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い



生活支援員

生活支援員が訪問して、生活の困りごとや心配ごとのご相談を受けます。

#### ②日常的金銭管理サービス

- 公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い



生活支援員

生活支援員が訪問して、銀行から生活費を払戻すお手伝いや、生活費の使い方をアドバイスします。

#### ③書類等の預かり

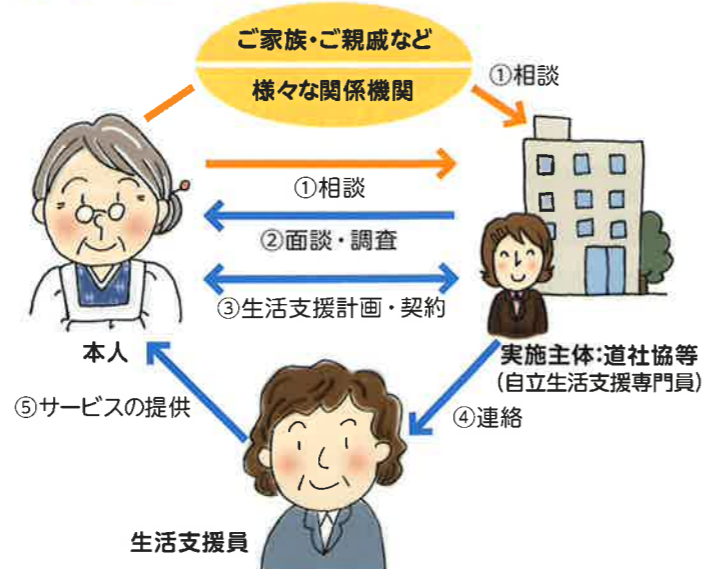
- 定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり



自立生活支援専門員

金融機関の貸金庫でお預かりします。

### ○サービスのしくみ



### ○利用するには○

北海道地域福祉生活支援センターおよび各市区町村社会福祉協議会に相談してください。相談は無料です。

相談を受けた「自立生活支援専門員」が訪問して、ご本人と提供するサービスの内容を話し合い、生活支援計画を立て、契約を結びます。

契約後は、生活支援計画に基づいて、各市区町村ごとに登録されている「生活支援員」がサービスを提供します。

### ○利用料金○

○1回(1時間程度)の利用：**利用料金1,200円+生活支援員の交通費実費**  
[生活保護を受けている方は、公費で補助されるので無料です。]

○書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合：**貸金庫利用料金の実費**

### ○利用できる方○

高齢や障がいにより、日常生活上の判断に不安を感じている方が対象で、以下のような方が利用できます。

#### ☑日常生活自立支援事業の援助内容を理解できることが必要です。

○本事業は、『契約』に基づきサービスが提供されるため、契約能力(具体的な援助内容の理解力)が必要です。  
○判断能力が低下してきて契約能力がない場合は本人と実施主体による契約はできません。成年後見人等が選任されている場合は、本人の契約能力や本事業による支援の必要性について審査が必要となります。

#### ☑医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。

○「日常生活上の判断に不安を感じている方」とは、高齢や障がいにより、福祉サービスの利用手続きに不安のある方、生活費の管理が一人では難しいと思う方などです。  
○主に認知症の症状のある(物忘れを含む)高齢者、知的障がいや精神障がいをお持ちの方を対象としていますが、医師による認知症の診断や、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の有無に関わらず利用できます。

#### ☑「在宅で生活している方」「在宅で生活する予定の方」が対象です。

○現在、施設入所や病院に入院されている方でも、退所や退院の見込みがあり、近い将来在宅で生活する予定の方は、対象となります。  
○在宅で生活していて、日常生活自立支援事業を利用していた方が、施設入所や病院に入院した場合は、生活が安定するまでの期間、可能な範囲でサービスを利用することができます。



# 3 成年後見制度

精神上的障がいによって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者（成年後見人等）を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」があります。

## 3-1

### 法定後見 | すでに判断能力がない、あるいは不十分のために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合は…

本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられます。

類型	判断能力の程度
「後見」	日常的な買い物も自分でできない 日常的な事柄(家族の名前、自分の住所)が分からない 植物状態にある など
「保佐」	日常的な買い物は自分でできるが、重要な財産行為(不動産等の売買、自宅の増改築工事契約、金銭貸借、保証)は自分でできない。
「補助」	重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧される。(本人のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい)

#### 相談・申立ては、

本人の住所地を管轄する  
家庭裁判所

家庭裁判所が類型に応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任して、本人を保護します。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

### ○本人を保護する方法

(成年後見人等に与えられる法的な権限)

#### ■同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消(無効)にする権限

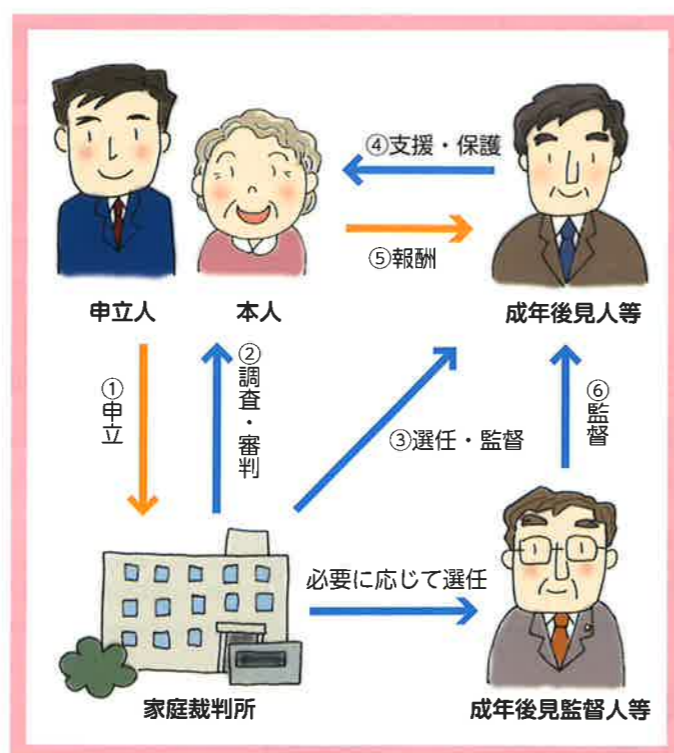
例) 本人が、成年後見人の同意無く行った、100万円の布団の購入を取消す

※日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消すことができません。

#### ■代理権

後見人等が本人に代わって(代理して)法律行為を行う権限

例) 本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。



### ○利用するには○

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立てを受けると、家庭裁判所の調査官が本人の生活状況を調査します。「後見」と「保佐」類型の場合は、原則として医師による鑑定を行います。調査や鑑定結果などを踏まえて、成年後見人等が選任されると、法定後見が開始されます。家庭裁判所では、手続きや申立てに必要な書類や費用などについて説明する「家事手続案内」を行っています。

### ○申立てできる方○

「本人や配偶者、四親等内の親族など」が申立てできます。

本人に判断能力が無く、親族もいない場合は「市町村長」が申立てできます。

### ○申立てに必要な書類と金額○

詳しくは申立てする家庭裁判所に確認してください

- (1) 申立書 必要事項を記載したもの
- (2) 申立手数料 収入印紙800円分 (申立書に添付。内容により異なる場合があります。)
- (3) 郵送手数料 郵便切手3,200円程度 ※類型・各家庭裁判所により異なります。
- (4) 登記手数料 収入印紙2,600円分
- (5) 添付書類
  - ①本人
    - ・戸籍謄本、住民票又は戸籍附票各1通
    - ・成年後見に関する「登記事項証明書」又は「登記されていないことの証明書」(全国の法務局又は地方方法務局の本局の発行するもの)
    - ・診断書(家庭裁判所が定める様式のもの)
    - ・財産に関する資料(不動産登記証明書、預貯金及び有価証券の残高がわかる書類等)
    - ・同意書(補助開始の場合)
  - ②成年後見人等候補者
    - ・住民票又は戸籍附票各1通(法人の場合は当該法人の商業登記簿謄本)
- (6) 鑑定費用 後見類型、保佐類型の場合は、原則として本人の判断能力の状況等を調べるために、医師による鑑定を行います。鑑定を要する場合には、費用として5~10万円程度必要になります。

### ○報酬○

成年後見人、保佐人、補助人の報酬は本人の財産の中から支払われます。(報酬については個々の事案に応じて家庭裁判所が支給の可否や金額を決定します)

# 任意後見 | 今は身の周りのことは自分でできているけれど、将来に備えて…

将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設への入所などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人(任意後見人)をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

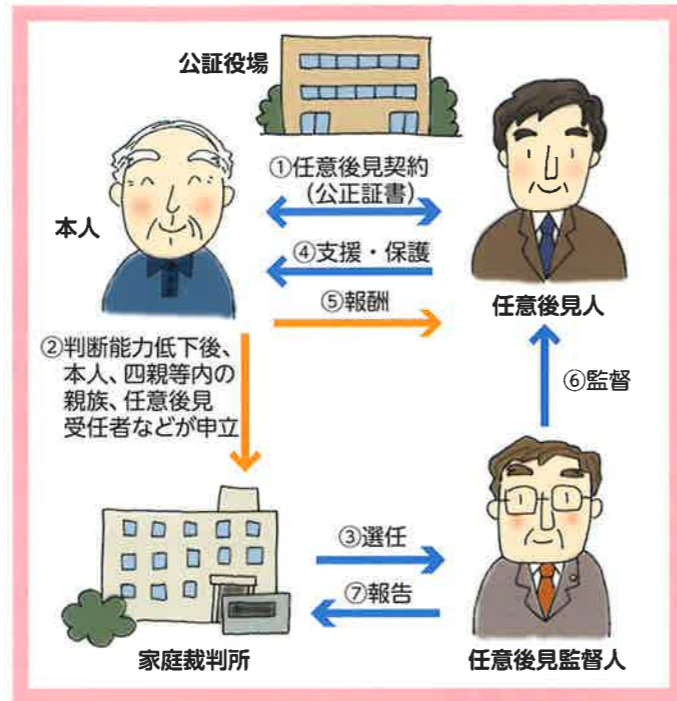
相談・公正証書の作成は、  
公証役場

## ○利用するには

本人と任意後見人で、公証人が作成する公正証書による「任意後見契約」を結んでおきます。

本人の判断能力が低下したときに、本人や任意後見人等が家庭裁判所に申立て、任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が生じます。

任意後見人には任意後見契約で定められた代理権のみ与えられます。(同意権や取消権は与えられません。)



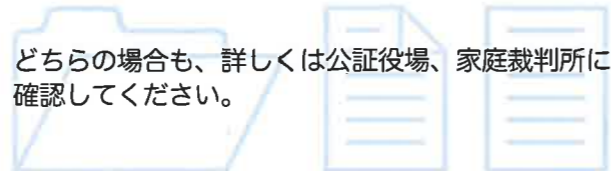
### ●任意後見契約に必要な書類と金額 →公証役場で作成

- (1)公正証書作成の基本手数料 11,000円
- (2)登記嘱託手数料 1,400円
- (3)登記所に納入する印紙代 2,600円
- (4)書留郵便料 約540円
- (5)正本謄本の作成手数料 1枚250円×枚数
- (6)添付書類 (発行後3か月以内のものに限る)
  - ①本人 ・印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票各1通
  - ②任意後見受任者 (任意後見人となる人) ・印鑑登録証明書、住民票各1通
- ※内容によって土地や建物の登記簿謄本等が必要な場合があります。
- (7)その他

### ●任意後見監督人選任に必要な書類と金額 →家庭裁判所に提出

- (1)申立書 (必要事項を記載したもの)
- (2)申立手数料 収入印紙800円分
- (3)郵送手数料 郵便切手3,200円程度 ※各家庭裁判所により異なります。
- (4)登記手数料 収入印紙1,400円分
- (5)添付書類 任意後見契約公正証書の写し、それ以外は法定後見と同じ。

どちらの場合も、詳しくは公証役場、家庭裁判所に確認してください。



## 北海道内の日常生活自立支援事業の相談窓口

◎相談受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

### ●北海道地域福祉生活支援センター (実施主体：北海道社会福祉協議会)

名称	住所	電話番号
本部	札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7内	011-290-2941

### ●地域センター

お住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

住所・電話番号は「北海道地域福祉生活支援センター」のホームページをご覧ください。

[http://www.dosyakyo.or.jp/chiiki\\_seikatsushien/window.html](http://www.dosyakyo.or.jp/chiiki_seikatsushien/window.html)



あなたのお住まいの相談窓口

社会福祉法人別海町社会福祉協議会  
べつかい安心サポートセンター

〒086-0203 別海町別海西本町36番地

TEL 0153-75-2148

(月～金曜日、9:00～17:00 ※祝日・年末年始除く)

＜第12版・平成30年発行＞

発行：社会福祉法人 北海道社会福祉協議会・北海道地域福祉生活支援センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7内

TEL：011-290-2941 FAX：011-251-6156

